

# 那 霸 市 公 報

号外第 6 7 0 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 条 例

那 霸 市 国 民 保 護 協 議 会 条 例 ( 総 務 課 ) .....	349
那 霸 市 国 民 保 護 対 策 本 部 及 び 那 霸 市 緊 急 対 処 事 態 対 策 本 部 条 例 ( 総 務 課 ) ..	351
那 霸 市 非 常 勤 消 防 団 員 退 職 報 償 金 支 給 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 消 防 本 部 総 務 課 ) .....	353
那 霸 市 議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 及 び 那 霸 市 職 員 公 務 災 害 見 舞 金 支 給 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 人 事 課 ) .....	355
那 霸 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 税 制 課 ) .....	358
那 霸 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 国 民 健 康 保 険 課 ) .....	372
那 霸 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 消 防 本 部 総 務 課 ) .....	374
那 霸 市 議 会 政 務 調 査 費 の 交 付 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 総 務 課 )	375

### 規 則

那 霸 市 議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ( 人 事 課 ) .....	377
--	-----

**条 例**

**那覇市条例第31号**

平成18年 6 月30日

那覇市国民保護協議会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、那覇市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 協議会の委員の数は、40人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員の任期)

第5条 法第40条第6項の専門委員(以下「専門委員」という。)の任期は、担当する専門の事項の調査期間とする。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事40人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会は、特定の事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

**那覇市条例第32号**

平成18年 6 月30日

那覇市国民保護対策本部及び那覇市緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民保護対策本部及び那覇市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、那覇市国民保護対策本部(以下「本部」という。)及び那覇市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 那覇市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を統括する。

- 2 本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他本市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、那覇市緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは、「法第183条において準用する法第28条第6項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

**那覇市条例第33号**

平成18年 6 月30日

那覇市非常勤消防団員退職報奨金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(1972年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中「

266,000	361,000	461,000
251,000	336,000	426,000

を「

268,000	363,000	463,000
253,000	338,000	428,000

」

」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)以後に退職した非常勤消防団員について適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、適用日以後に退職した非常勤消防団員について支給された改正前の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

**那覇市条例第34号**

平成18年 6 月30日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び  
那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

(那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改  
正)

第1条 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和  
47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復す  
る」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場  
所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して  
就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要  
件に該当するものに限る。)

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」  
を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第9条中「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」  
に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

- (2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項の障害者支援施設  
(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項  
の生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第10条の2に次の1号を加える。

- (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が  
定めるものに入所している場合

第12条第1項第4号中「等級の障害」を「障害等級」に改める。

付則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中  
障害の等級の項を障害等級の項とする。

付則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2種別の項中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

(那覇市職員公務災害見舞金支給条例の一部改正)

第2条 那覇市職員公務災害見舞金支給条例(平成3年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条中「法別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「別表の等級」を「別表の障害等級」に改める。

第10条第1項中「等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「傷害」を「障害」に改める。

第12条中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表中障害の等級の項を障害等級の項とする。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「公務災害補償条例」という。)第10条の2第2号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公務災害補償条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

**那覇市条例第35号**

平成18年 6 月30日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第34条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第34条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第34条の4を次のように改める。

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

第34条の6を次のように改める。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額  
第34条の7中「第34条の4」を「前条」に改める。

第34条の8第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)」を削り、「第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第36条の2第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けすることができるもの」を加える。

第53条の4を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第57条中「第10号の8」を「第10号の7」に、「本条」を「この条」に改める。

第59条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

第95条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

第134条中「第701条の61第4項」を「第701条の61第5項」に改める。

付則第1条の4第2項中「第34条の4」を「第34条の6」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

付則第2条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附

則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

付則第2条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

付則第2条の3第1項中「附則第4条の3第3項により準用される同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に改める。

付則第3条第1項中「(利息の配当を除く。)」を削り、「第34条の4」を「第34条の6」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

付則第3条の2を次のように改める。

第3条の2 削除

付則第3条の2の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに付則第3条の3第1項」とする。
- 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

付則第4条第2項中「第34条の4まで、第34条の7及び付則第3条」を「第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、付則第3条第1項及び前条第1項」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第34条の4まで、第34条の7及び付則第3条」を「第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、付則第3条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

付則第5条を次のように改める。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第5条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の

適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに付則第5条第1項」とする。

付則第12条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

付則第12条の4第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び付則第12条の4第1項」を「並びに付則第12条の4第1項」に改め、同項第4号中「付則第1条の3」を「付則第1条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

付則第13条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び付則第13条第1項」を「並びに付則第13条第1項」に改め、同項第4号中「付則第1条の3」を「付則第1条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

付則第13条の2第1項中「本条」を「この条」に、「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 48万円

付則第13条の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「本項」を「この項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

付則第13条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 144万円

付則第13条の3第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

付則第14条第1項中「第5項において準用する付則第13条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 付則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第14条の2第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下の項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係

る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び付則第14条の2第1項」を「並びに付則第14条の2第1項」に改め、「と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「付則第14条の2第3項」を削り、同項第4号中「付則第1条の3」を「付則第1条の4」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

付則第14条の3第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「、次条及び付則第14条の5」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

付則第14条の4中「附則第18条の3第1項から第3項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

付則第14条の5中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

付則第14条の6第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「付則第14条の2第1項及び付則第14条の4中」を「付則第14条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「金額。」を「金額とし、」と、付則第14条の4中「計算した金額(とあるのは「計算した金額(付則第14条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改める。

付則第14条の7第1項中「本条」を「この条」に、「附則第35条の3第1項」を「附

則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6第22項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「付則第14条の2第1項及び付則第14条の4中」を「付則第14条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「金額。」を「金額とし、」と、付則第14条の4中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(付則第14条の7第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

付則第14条の8第1項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び付則第14条の8第1項」を「並びに付則第14条の8第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

付則第14条の9第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に、「本項」を「この項」に改める。

付則第14条の10第2項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び付則第3条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第34条の8第1項」を「第34条の8」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第33条第6項」と、」の次に「同条第3項中」を加える。

付則第15条を削る。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第95条及び付則第12条の2の改正規定並びに付則第5条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第57条及び第59条の改正規定 平成18年10月1日
- (3) 第36条の2第6項、第53条の4、第134条、付則第5条の改正規定及び別表を削る改正規定並びに次条第2項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第34条の3第1項、第34条の4、第34条の6及び第34条の7の改正規定、第34条の8の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。)、付則第1条の4第2項及び第3項並びに付則第2条から第3条までの改正規定、付則第3条の2の次に1条を加える改正規定、付則第4条の改正規定、付則第12条の4から第14条の9までの改正規定(「付則第1条の3」を「付則第1条の4」に改める部分を除く。)、付則第14条の10第2項、第5項及び第6項の改正規定及び付則第15条を削る改正規定並びに次条第1項、付則第3条及び第6条の規定 平成19年4月1日
- (5) 第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成20年1月1日
- (6) 第34条の8の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。)、付則第3条の2及び第14条の10第3項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成20年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後的那覇市税条例(以下「改正後の条例」という。)第34条の3第1項及び第34条の6並びに付則第4条第2項、第13条第1項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第14条第1項及び第3項、第14条の2第1項、第14条の4並びに第14条の8第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例の規定中分離課税に係る所得割(改正後の条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(改正後の条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、那覇市税条例付則第15条第3項の規定は、適用しない。
- 3 改正後の条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、改正後の条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 5 改正後の条例第34条の8及び付則第14条の10第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る改正後の条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、改正後の条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、改正後の条例付則第13条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、改正後の条例付則第14条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、改正後の条例付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、改正後の条例付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、改正後の条例付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額(同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される改正後

の条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び改正後の条例付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額(同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される改正後の条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、改正後の条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)を、改正後の条例中所得割に関する部分(改正後の条例第34条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の改正後の条例第34条の3の規定による所得割の額から改正後の条例第34条の6の規定による控除額を控除した金額
  - (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る改正後の条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の那覇市税条例付則第15条第3項の規定により読み替えられた改正前の那覇市税条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額
- 2 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成17年那覇市条例第23号)付則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。)」とあるのは「0とする。)の3分の2に相当する金額」と、「改正後の条例中所得割に関する部分(改正後の条例第34条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「那覇市税条例の一部を改正する条例(平成17年那覇市条例第23号)付則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。

- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、改正後の条例第34条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額(以下この項において「特例減額」という。)をした場合にあってはその旨(第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。)を、特例減額をしない場合にあってはその旨を遅滞なく通知する。
- 8 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税

を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき321円
- (2) 改正後の条例付則第12条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「那覇市税条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第35号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。)付則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例付則第5条第3項」と、改正後の条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例付則第5条第2項」と、改正後の条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例付則第5条第4項」と、改正後の条例第101条第2項中「第98条第1項又は

第2項」とあるのは「平成18年改正条例付則第5条第4項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第6条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成17年那覇市条例第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2条第6項中「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改める。

---

**那覇市条例第36号**

平成18年 6 月30日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

付則第9項中「第5項」を「第7項」に改める。

第2条 那覇市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

付則第2項中「及び付則第4項」を「から付則第6項まで」に改める。

付則第3項中「次項」の次に「から付則第6項まで」を加える。

付則第14項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第13項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第12項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第11項に見出しとして「(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る保険税の課税の特例)」を付し、同項中「法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合における」を「世帯主又はその世帯に属する被保険者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における」に、「において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には」を「の規定の適用がある場合には」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第10項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第9項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第8項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第7項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第6項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第5項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第4項を付則第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

(平成19年度における保険税に係る所得割額の算定の特例)

- 6 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

付則第3項の次に次の1項を加える。

(平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例)

- 4 平成19年度分の保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、第2項の規定にかかわらず、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

#### 付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中那覇市国民健康保険税条例付則第13項及び第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第37号**

平成18年 6 月30日

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例(昭和51年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第38号**

平成18年 6 月30日

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「5万円」を「7万円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 改正前の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき交付された政務調査費は、改正後の那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づく政務調査費の内払とみなす。

**規 則**

**那霸市規則第44号**

平成18年 6 月30日

那霸市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項の職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項の職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第7条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第11条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

第17条第1項中「の福祉事業」を「に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業」に改め、第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、同条第2項中「の福祉事業」を「に規定する公

務上の災害を防止するために必要な事業」に改める。

付則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「(昭和42年法律第121号)第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

付則第6項中「等級に該当」を「障害等級に該当」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条の4の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。